

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第217号)

平成14年9月5日

横情審答申第217号
平成14年9月5日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年7月31日教教人第311号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「 小学校校長と教育委員会事務局教職員人事課が平成12年9月14
日に行った打合わせ資料」及び「臨時的任用職員の任用に関する意見具申
書（平成12年9月4日收受）」の非開示決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「 小学校校長と教育委員会事務局教職員人事課が平成12年9月14日に行った打合わせ資料」及び「臨時的任用職員の任用に関する意見具申書（平成12年9月4日收受）」を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「 小学校校長と教育委員会事務局教職員人事課が平成12年9月14日に行った打合わせ資料」（以下「本件資料」という。）及び「臨時的任用職員の任用に関する意見具申書（平成12年9月4日收受）」（以下「本件具申書」という。以下総称して「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成13年3月12日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本号にいう「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の情報についての事実、判断、評価等のすべてが含まれると解されている。本件申立文書は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するのは明らかである。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書は、条例第7条第2項第6号に定める「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると判断したものである。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

非開示とする根拠規定を適用する理由とされている「・・・特定の個人を識別する

ことが・・・」という個人は、私本人個人であるので、私が私個人と識別できても、本人が請求しているのだから、何ら支障が生じ得ない。

本人が本人のものをみるのに、何ら個人情報保護を怠っていることにはならないが、それにもかかわらず開示しないのは、個人情報保護を、その個人の保護のために行っているのではなく、開示を拒否している教育委員会人事課の保護のために行っているとしか考えられない。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

公にすることにより、どのような支障を及ぼすのか、具体的な事例をあげて、わかりやすく説明してもらいたい。

校長や教育委員会に支障を及ぼすと考えられる臨任教諭は、密室で首をきるのか。本人の目にふれないところで、虚偽の事実が述べられていたとしても、目にふれないところで行われたことに対して、弁明の機会が失われている。それが不公正な理由ではなく、公正な人事管理であることを確認する義務がある。公正かつ円滑な人事の確保のためにも、判断基準となったであろうと考えられる、校長の教育委員会への私に関する報告の記載された文書の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件資料は、横浜市立 小学校（以下「 小学校」という。）の臨時的任用職員（以下「本件職員」という。）の任用に関して、平成12年9月14日に 小学校の校長と横浜市教育委員会事務局教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）が行った打ち合わせの際に使用した資料であり、事前に 小学校の校長が作成し、打ち合わせ終了後に、教職員人事課において保管管理していたものである。

本件資料には、本件職員の学級経営状況や指導方法等に関して、本件職員、校長、副校長及び父母等の間で行われたやりとりや、学校として本件職員の任用の更新を希望しない理由等が記録されていることが認められる。

本件具申書は、平成12年9月4日付けで 小学校の校長から横浜市教育委員会に提出された、「臨時的任用職員の任用に関する意見具申書」である。「臨時的任用職員の任用に関する意見具申書」は、本来、臨時的任用職員の任用を希望する場合に、その旨を校長から横浜市教育委員会に具申するための文書であり、任用を希望しない場合には、通常、提出を要しない。本件具申書は、 小学校の校長が、本件職員の任用の更新を希望しない旨を教育委員会に報告するに当たって、当該意見具申書の様

式を利用し、これを、教職員人事課が、人事関係資料のひとつとして保管管理していたものである。

本件具申書には、本件職員の職名、職員番号、氏名、性別、担当学年、任用事由及び既発令期間並びに任用期間の延長をしない旨及びその理由等が記録されていることが認められる。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するとして、その全部を非開示としている。

ウ 本号本文に規定する「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の情報についての事実、判断、評価等のすべてが含まれるものと解される。

本件申立文書は、小学校の校長が、本件職員の任用の更新を行わないことについて、その理由や根拠となる事実及び評価等を記録したものであり、本件職員の個人に関する情報であると認められる。また、これらの情報は、本件職員を識別することができるか、又は、識別することができないとしても、本件職員の人格や評価等個人のプライバシーにかかわる情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該文書全体が、本号本文に該当する。

なお、本件申立文書に記録されている情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

エ また、申立人は、実施機関が本号を適用する理由の中で述べている「特定の個人」は申立人本人であり、申立人が申立人個人を識別できても何ら支障は生じ得ないと主張している。

しかし、本件請求は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づいて行われたものであるから（なお、申立人は、本件請求と同様の請求内容について、別途、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第

2号)に基づく請求も行った。) , 本件請求に係る情報に仮に申立人の自己に関する個人情報が含まれているとしても, 本条例に基づく請求は何人でも行うことができるものであるから, その開示範囲は, 請求者が誰であるかを問わず常に一定とすべきであると解される。

したがって, 本件請求については, たとえ, 当該行政文書が申立人の個人情報を記録したものであるとしても, そのことをもって, 申立人に当該個人情報を開示すべき根拠とはなり得ないものとする。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では, 「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については, 開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は, 本件申立文書に記録されている情報について, これを開示することにより, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから, 本号に該当するとして非開示としているが, 当該情報は, 条例第7条第2項第2号に該当し, 開示しないことができるものであるから, 本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(4) 結 論

以上のとおり, 本件申立文書に記録された情報は, 条例第7条第2項第2号に該当し, 開示しないことができるものであるから, 実施機関が, 本件申立文書を非開示とした決定は, 妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 7 月31日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年 8 月24日 (第 2 5 2 回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 5 月10日 (第 2 6 9 回審査会)	・ 審議
平成14年 6 月14日 (第 2 7 1 回審査会)	・ 審議
平成14年 6 月28日 (第 2 7 2 回審査会)	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
平成14年 7 月12日 (第 2 7 3 回審査会)	・ 審議
平成14年 7 月26日 (第 2 7 4 回審査会)	・ 審議
平成14年 8 月 9 日 (第 2 7 5 回審査会)	・ 審議
平成14年 8 月23日 (第 2 7 6 回審査会)	・ 審議